



新設「溶接学会技術貢献賞」推薦の御願い

さて、溶接学会で毎年行う表彰において、従来は表彰される年代が高齢あるいは若年に偏りが見られ、実際に企業等で中核として活躍しておられる方の年齢層の表彰が手薄になっていました。そこで本年度から原則企業研究者を対象とする「溶接学会技術貢献賞」を新たに設け、中堅層の技術者で溶接・接合関連分野において特に顕著な業績を上げている方を顕彰することにいたしました。

添付資料をご覧ください。受賞に相応しい業績を挙げている方が居られましたら、是非ご推薦くださいますようお願い申し上げます。

溶接学会技術貢献賞に関する規定

平成19年12月11日制定

1. この賞は、本会の正員（推薦時は非会員でも可）で溶接技術の開発または応用普及に中核的な役割を果たし、その業績顕著な者及び溶接技術について若手技術者への教育・指導・育成の業績顕著な者に本賞を授与する。
2. 受賞候補者は本会会員の推薦によるものとする。
3. 受賞候補者の年齢は45歳以下であることを原則とする。
4. 推薦状は下記事項を具備し、毎年12月末までに会長に提出するものとする。
 - イ. 候補者の氏名、職業または勤務先及び勤務先における役職名
 - ロ. 賞を受けんとする業績の詳細
 - ハ. 推薦者の氏名

5. 会長は、理事会の議を経て授賞審査委員会（以下単に委員会という）を組織する。
6. 委員会は、委員長及び4名の委員で構成し、任期は組織後通常総会までとし重任させない。
7. 委員会は2月末日までに授賞候補者を決定し会長に報告しなければならない。委員会は全員出席を原則とするが、あらかじめ書類により意見を提出し、その欠席が審査の結果に影響がないと認められる場合はこの限りでない。
8. 授賞は原則として5件以内とし、理事会の承認を得るものとする。
9. 本賞の重賞は認めない。
10. 受賞者には賞状を贈呈する。
11. 本賞は通常総会で授与する。

以上

技術貢献賞に関する内規

平成19年12月11日制定

1. 審査委員の氏名は授賞当日発表する。
2. 本規定に定められない事項は、その関係するところに従い理事会または審査委員会において決定する。
3. 授賞候補者に当該年度の審査委員が関与したものがあつた場合、その審査委員は交代する。
4. 授賞対象の各項目における業績はとくに顕著でなくても、総合して大きな功績があるときはその資格があるものとする。

以上